○農林水産省告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市小沢一字谷戸六の一、七の一から七の三まで、二四字田ノ島平一の一、二の一、三の二、四の一、五の一、六の一、七の一、一〇の一、一三の一、二五字赤土ケ洞一の一、二の一、三の一、三の二、四の一、六の一、六の二、七の一、九の一、九の二、一〇、二の一、二六字赤岳二の二、二の三、二七字嵯峨岳一の一、二の一、四の一、五の一、五の二、七の一、七の二、二九字舟木一の二から一の四まで、四の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市小沢一字谷戸五の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市三面六字三面谷山一の二から一の六まで、一の九、一の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県南会津郡只見町大字福井字大和久山一九六三の八、一九六三の一一四から一九六三の一八一まで、一九六三の二一九、一九七六から一九八五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月七日

農林水産大臣　山本　有二

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第25695号

2　品種登録の年月日　平成29年2月24日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Solanum tuberosum L.

4　登録品種の名称　はりまる

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

国立大学法人神戸大学

兵庫県神戸市灘区六甲台町１－１

7　出願公表の年月日　平成25年３月25日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月七日

農林水産大臣　山本　有二

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第25697号

2　品種登録の年月日　平成29年2月24日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Fragaria L.

4　登録品種の名称　咲姫

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

中村和好

佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里774番地2

7　出願公表の年月日　平成26年９月18日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十一号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第六条第一項第七号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び一般送配電事業者等を指定する告示（平成二十八年経済産業省告示第百八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月七日

経済産業大臣　世耕　弘成

表風力発電設備の項中「東北電力株式会社」の下に「、中国電力株式会社、九州電力株式会社」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。